

教えてください！

あなたにとっての琵琶湖博物館

30周年記念文集 原稿募集



琵琶湖博物館は、2026年に開館30周年を迎えます。これまで、びわ博にご来館いただいた方、観るだけではなく様々な形で博物館にかかわってくださった方など、多くの方に支えていただき、びわ博は成長してきました。あなたにとって、びわ博は、どんな場所だったでしょうか？あなたのびわ博への思いを、30周年を機にお聞かせください。寄稿いただいたものを文集の形に取りまとめ、これまでのびわ博と一人ひとりとのかかわりを振り返るとともに、これから博物館活動を考えるために活かしていきたいと考えています。

募集内容:ご自身の経験をもとに、あなたとびわ博とのかかわりや、びわ博での学びや出会い、忘れられない思い出など、びわ博に対する思いについてご執筆ください。募集する作品は、応募者が自身の経験に基づいて執筆した自作の作品とします。応募作品の中には、第三者が著作権等を有している著作物等を利用していないものとします。

応募資格:展示観覧や活動への参加、びわ博からの情報に接するなど、これまでにびわ博と何かしらのつながりがある方。ご自身の経験に基づいた自作の作品を執筆し、応募作品の文集『私とびわ博(仮)』への収録と公開、博物館活動における利用にご賛同いただける方。

必要事項:(応募様式を参照のこと)

- (1)ご氏名、(2)メールアドレス、(3)お電話番号、
- (4)年代(10代未満、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代、90代以上)
- (5)公開の際の名前(本名もしくはペンネーム)、(6)「私にとってびわ博は〇〇です」の〇〇に当てはまるキーワード、
- (7)あなたとびわ博とのかかわりを簡潔に記した自己紹介文(50字以内)、
- (8)次のトピックの内容で、自由に選んで(複数可)ご記述ください(全体で1000字以内)
A.びわ博での思い出 B.私がびわ博を好きな理由／私がびわ博にかかわる理由
C.私にとってびわ博は D.こんなびわ博になってほしい

応募作品の取り扱いについて:応募者は、全応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を主催者(滋賀県立琵琶湖博物館)に移転します。ただし、主催者は著作者が本作品を利用することを認めます。応募作品は、インターネット配信、印刷物、講演等、博物館の事業や研究において、主催者が認める範囲内で利用できるものとします。作品の一部を抜粋して使用する場合、翻訳して使用する場合があります。

文集への掲載について:ご寄稿いただいた作品は文集『私とびわ博(仮)』に収録し、琵琶湖博物館ウェブページで公開します。テーマ(トピック)等に基づき作品を抜粋し印刷する場合があります。なお、文集の趣旨に合わないもの、誹謗中傷や人権侵害を含む内容は掲載しません。

応募方法:別紙の応募様式に下記必要事項を記載し、word形式で、メールにてお送りください。応募様式(Wordファイル)は、琵琶湖博物館ウェブページ(右QRコード)からもダウンロード可能です。

応募先:30anniversary_bunshu@biwahaku.jp

メールタイトルを「30周年記念文集原稿」としてwordファイルにてお送りください。

募集期間:2025年12月26日(金)～2026年3月31日(火)

応募様式等、
こちらから

